

令和 5 年 第 1 回 定 例 会 （ 2 月 議 会 ）

予 算 特 別 委 員 会 福 祉 環 境 分 科 会 提 出 資 料

—— 補 正 予 算 （ 国 補 正 予 算 対 応 分 ） ——

令 和 5 年 2 月 7 日

健 康 福 祉 部

目

次

◎ 補正予算関係

1	(新) こどもの安心・安全対策支援事業	(障害福祉課)	1
2	障害児・者施設整備補助事業	(障害福祉課)	2

予算額 46,920千円 (国 43,140 ⊖ 3,780)

1 事業目的

障害児通所支援事業所に通う子どもの安全対策の強化を図るため、送迎用自動車への安全装置の装備や、登所管理システムの導入などに必要な経費を支援する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 送迎用自動車の改修支援

障害児の送迎用自動車への安全装置の装備を支援する。

- ・補助対象 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス
- ・対象基準額 200千円/台
- ・補助率 国10/10
- ・積算 @200千円×3台×53事業所

(2) 登所管理システムの導入支援

適切な登所管理を行うため、施設の安全計画等において明記された登所管理システムの導入に必要な経費を支援する。

- ・補助対象 児童発達支援事業所
- ・対象基準額 200千円/事業所 (併せて端末購入等を行う場合700千円)
- ・補助率 4/5 (国3/5、県1/5)
- ・積算 @700千円×21事業所×4/5

(3) ICTを活用した子どもの見守り支援

子供見守りサービスなど安全対策に資する機器等の導入に必要な経費を支援する。

- ・補助対象 児童発達支援事業所
- ・対象基準額 200千円/事業所
- ・補助率 4/5 (国3/5、県1/5)
- ・積算 @200千円×21事業所×4/5

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する2条例案の概要について (議案第77号・78号) (抄)

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、2条例について所要の規定の整備を行うもの。

2 主な改正内容 (本予算案関係)

- (1)指定児童発達支援事業者等は、安全計画を策定しなければならないこととする。
- (2)指定児童発達支援事業者等は、障害児の移動のために自動車を運行するときは、点呼等の方法により障害児の所在を確認しなければならないこととする。
- (3)指定児童発達支援事業者等は、障害児の送迎のために自動車を運行するときは、当該自動車に安全装置を備えなければならないこととする。

3 施行期日等

令和5年4月1日から施行することとする。
ただし、2(1)及び2(3)は、令和6年3月31日まで経過措置を設けることとする。

予算額 624,730千円 (国 416,486 債 191,900 ー 16,344)

1 事業目的

障害福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。

2 実施主体 県

3 補助率

3 / 4 (国 1 / 2、県 1 / 4)

4 事業内容

(単位:千円)

設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額
(福)ドリームホープなかよし りぼん就労支援・生活介護 センター	能代市	創設	生活介護 15	195,740
			就労継続支援A型 15	
			就労継続支援B型 22	
			短期入所 5	
			居宅介護、重度訪問介護 ー	
(福)ドリームホープなかよし りぼん障害者グループ ホーム	能代市	創設	共同生活援助 14	52,400
(特非)男鹿潟上南秋教育会館 チャイルドステーションゆうゆう	潟上市	大規模 修繕等	放課後等デイサービス 児童発達支援 10	10,500
(福)水交會 まつくら	大仙市	創設	就労継続支援B型 39	297,180
			自立訓練 6	

※内示見込施設